

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は災害対策基本法に基づき、五木村地域防災体制を確立し、もって災害の予防・応急対策・復旧の万全を図り、社会公共の福祉の増進を図るものとする。

第 2 節 防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務

五木村及び各関係機関の処理すべき事務または業務は、次のとおりとする。

機 関 名		事 務 ま た は 業 務
五 木 村		1. 五木村防災会議に関する事務 2. 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4. 消防その他の応急措置 5. 被災者に対する救助及び救護措置 6. 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7. 村内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導 8. その他村内の所掌事務についての防災対策
熊 本 県		1. 災害に関する情報の伝達 2. 防災行政に関する指導 3. 五木村の災害事務または業務の実施についての援助
指 行 定 政 地 機 方 関	国土交通省川辺川 ダム砂防事務所	1. 直轄河川の水防に関すること 2. その他防災に関し、国土交通省の所掌すべきこと
	熊本南部森林管理 署五木森林事務所	1. 国有林野等の森林治水事業及び防災管理 2. 災害応急用材の防災対策
指 定 公 共 機 関	九州電力(株)人吉電力所 チッソ(株)頭地発電所 " 下中村揚水場	1. 電力施設の保全、保全対策 2. 災害時における電力供給確保 3. 洪水時におけるダム放水の調整
	N T T 西日本 人吉営業所	1. 通信施設の保全対策 2. 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象情報の伝達
そ 防 の 災 他 上 の 重 公 要 共 的 施 団 設 体 の 及 管 び 理 者	人吉下球磨消防組合 中央消防署 北分署	1. 災害時における救急業務 2. 災害時における無線通信連絡業務 3. 防災に関する予警報の伝達
	日本郵政(株)五木郵便局	1. 災害時における郵便業務の非常取扱いに関すること 2. その他防災に関し、五木郵便局の所掌すべきこと
	五木村診療所	1. 災害時における負傷者等の医療、救助
	五木村森林組合 J A 球磨錦支所	1. 農林関係の被害調査及び協力 2. 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 3. 被災農林家に対する融資と斡旋、飼料・肥料等確保又は斡旋
	五木村商工会	1. 商工関係の被害調査、融資希望者の取り纏めと斡旋について
	五木村婦人会	1. 災害時の炊き出し等援助
	各学校	1. 避難施設の整備及び避難訓練 2. 被災時における教育対策
	プロパンガス及び 石油類等取扱業者	1. 安全管理の徹底 2. 防災施設の整備
	アマチュア無線クラブ	1. 災害時の有線通信不能における通信協力体制
	(一社)熊本県産業廃棄 物協会	1. 災害時における廃棄物処理の支援

第3節 五木村の災害要因と被害状況

1. 災害要因

五木村は、地理的には熊本県の南部、球磨郡の北部に位置し、村全体が九州山地の山岳地帯に当たるため、標高1,000mから1,500mの山々が連なり、平坦部は極めて少なく全体的に急峻な地形となっており、このため雨量が多く、多くの溪谷の水を集め、村を縦断する川辺川と五木小川に流れ、時には大きな災害を起こしかねない現状である。

2. 被害状況

本村における災害は、昭和38年1月の豪雪に始まり同年8月の大水害、続いて翌39年8月の14号台風、重ねて40年7、8月の水害に続く15号台風と連続の災害に見舞われ、村内随所に山津波を起こしその濁流は一瞬にして尊い人命を奪い、住家、山林、田畑を流失し被害総額は実に45億円に達した。

昭和59年6月竹の川地区で集中豪雨による大崩壊があり、4世帯13名が生き埋めとなった。平成10年6月には栗鶴地区において、集中豪雨による山地崩壊が発生し、6世帯12名は、近くの集会所で4日間に渡っての自主避難生活を続けた。

また、平成16年8月末から9月にかけて台風16号・18号が来襲し、国道445号築切地内において道路が崩落、災害対策本部を設置し当該地区に避難勧告を発令するなど住民生活に大きな影響を与えた。平成17年7月には入鴨地区の大雨による土砂災害で住宅3棟が全半壊により滅失し、さらに9月の台風14号では国道445号築切での新たな道路決壊及び鶴地区住宅等への浸水被害が発生した。つづく平成18年7月には梅雨前線豪雨により築切地内のチッソ(株)えん堤が決壊、翌年も河川の氾濫により4年連続で道路が決壊した。また、平成24年7月には、集中豪雨により、村内の至る個所で被害が発生し、特に主要地方道宮原五木線元井谷地内では、河川の氾濫で道路が決壊するなど大きな被害を被るなどし、さらに九折瀬地区及び高野地区では、土砂災害等の要因から避難勧告を発令するなど住民生活に大きな影響を与えた。

第4節 五木村の気象災害の特性

本村の気象災害をみると、おもな災害は梅雨による水害と、台風による風水害をしばしば被っており、これらは6月～10月の間に多く発生している。

第5節 計画の性格

1. 基本的計画

本計画は本村における防災対策の現状を把握して、これらに対して取るべき方向を明らかにするとともに、災害時における本村防災対策の基本計画であり、災害予防から復旧までの計画を網羅し、また従来の災害救助法及び水防法に基づく水防計画は、本計画の一環とする。

2. 計画の前提

本計画は災害対策基本法その他防災関係諸法令の趣旨に沿って、各種の施策並びに計画を網羅し、努めて重点的実用計画とするよう配慮した。

3. 計画の修正及び資料

本計画は毎年検討を加え、必要があるときは速やかに修正するとともに種別毎に資料を整備しておくものとする。

4. 計画の周知徹底

本計画は本村全職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要施策管理者に周知徹底させるようにするとともに、災害に必要な職員の訓練を充分行うものとする。

5. 計画の通知

地域防災計画を策定した場合は、速やかに関係行政機関及び関係公共機関に通知するものとする。